近江八幡市指定ごみ袋広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、近江八幡市広告事業実施要綱（（平成２２年近江八幡市告示第５５号）以下「要綱」という。）に基づき、指定ごみ袋（近江八幡市手数料条例（平成２２年条例第８３号）第２条第１項に定める指定ごみ袋。以下「ごみ袋」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定める。

（広告掲載の基準）

第２条　ごみ袋に掲載する広告物は、近江八幡市広告事業掲載基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告主の募集及び広告掲載の申込み）

第３条　広告主（要綱第２条に定める広告主をいう。以下同じ。）の募集は、市長がごみ袋の製作枚数等を勘案して、その時期、枚数、仕様等を決定のうえ、市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

２　掲載希望者は、近江八幡市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第１号）により、市長に申込むものとする。

３　指定ごみ袋販売取扱い事業者は広告主となることができない。

（広告掲載料の納付）

第４条　広告主は、市が指定する期日までに広告掲載料を一括納付するものとする。

（広告内容）

第５条　広告欄には、店舗・企業名、所在地、連絡先、コメント等を掲載することができる。ただし、図表及び画像は掲載できない。

２　印刷はごみ袋の印字と同色刷りとする。

３　広告主は、印刷原版の作成において、文字体及びレイアウトの軽微な変更が生じ得ることを了解のうえ申し込むものとする。

（広告を掲載する位置及び規格）

第６条　広告の位置及び規格は、別に定める。

（広告掲載期間）

第７条　広告の掲載期間は、広告募集期間の属する年度の翌年度において作成し販売を開始したごみ袋の在庫がなくなるまでの概ね１か年の期間とする。

（広告の掲載料）

第８条　広告掲載料は別に定める。

（掲載広告の選定方法）

第９条　応募のあった広告案については、近江八幡市広告審査会が審査及び協議のうえ選定するものとする。

２　申込みが掲載事業枠を超過するときは、次の順位により決定するものとする。

（１）第１順位　公社、独立行政法人、公益法人及びこれらに類するもの

（２）第２順位　市内に事業所を有する企業または自営業

（３）第３順位　前号に規定するもの以外のもの

３　前項の規定によっても募集の枠数を超える場合は、申込み順により決定するものとする。

４　前項の規定により広告主を決定した場合は、速やかに掲載の可否を当該申込者に通知するものとする。（様式第２号）

（広告のデータ）

第１０条　広告主は、広告掲載する原稿を申込書に添付するとともに、原稿データ（以下「広告掲載データ」という。）を市が指定する方法により作成し、前条第４項の通知に記載の日までに納品するものとする。

２　納品後の広告の差替えはできない。

３　広告掲載データの作成にかかる一切の費用は広告主の負担とする。

（広告の内容の変更等）

第１１条　市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令又は要綱等に抵触すると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。

（広告掲載の取下げ等）

第１２条　広告主は、原則として、自己都合により広告掲載を取り下げることはできない。なお、広告主の責に帰さない事由により、市が広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

（掲載の制限等）

第１３条　市長は、社会通念に照らし、ごみ袋の製作、販売等もしくはこれらを継続することが市の信用を著しく損なうと判断したときは、掲載を取り消すことができるものとする。ただし、これにより生じた広告主の損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（広告主の責務）

第１４条　広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを市に保証するものとする。

３　広告主の事情又は瑕疵により、当該広告の掲載されたごみ袋の販売が困難になったときは、販売を中止することがある。また、その場合の原状回復に要する経費は広告主の負担とする。

（委任）

第１５条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施行日）

この要領は、平成２６年１２月１日から施行する。